

御宿町地域公共交通計画（別紙）

令和6年6月 日

（名称）御宿町地域公共交通活性化協議会

計画の名称
御宿町地域公共交通計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>御宿町には、町の中心部にJR御宿駅があるほか、駅周辺からは東京行き的高速バスが運行されている。また、民間タクシーは基本1台で運行されており、町内を循環する民間バス等もない状況にある。</p> <p>このようななか、当町は高齢化率が県下上位で、自家用車で移動されてきた方々が免許を返納され、自家用車以外の移動手段で移動するニーズは高まりをみせており、住民の暮らしを支える基盤として地域交通の確保維持は大きな課題である。</p> <p>エビアミー号は主に高齢者の通院や買い物等の日常生活の移動を担っており、今後も高齢化の進行により町内全域をカバーするエビアミー号は重要な交通手段である。一方、公共交通に関する財政負担は年々増加しており、自治体の努力だけでは維持が難しいことから、引き続き地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用していく必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>① 主要な公共施設をはじめ、商店や医療施設へアクセスできる公共交通サービスを提供する。</p> <p>② JR やタクシーといった交通軸への接続、近隣自治体との連携を行い、公共交通サービスを確保する。</p> <p>③ 公共交通サービスの提供により徒歩では移動が困難な交通不便地域の解消を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <p>令和6年度：利用者15人/日（360日運行）（運休日12/29～1/3まで） 年間利用者5,400人</p> <p>令和7年度：利用者15人/日（359日運行）（運休日12/29～1/3まで） 年間利用者5,385人</p> <p>令和8年度：利用者15人/日（359日運行）（運休日12/29～1/3まで） 年間利用者5,385人</p>
（2）事業の効果
<p>町内全域をカバーする乗合運行を維持することにより高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。</p> <p>また、JR やタクシーといった交通軸への接続、近隣自治体との連携を行い、公共交通サービスを確保することで外出する機会の促進と地域活性化につながる。</p>

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・乗合運行の利用方法がわかるよう町広報紙で周知するほか、パンフレットの作成やホームページの掲載を通じて事業を周知し、住民の利便性向上を図る。 ・高齢者や子どもが料金を支払いやすいよう回数券を発行している。 ・社会福祉協議会の事業等、各イベント時に民生委員等を通じた制度周知を行う。 ・町において平成30年6月から車両位置情報配信サービスを導入して、車両がどこを走っているかわかるようにし、利用者の不安解消・利便性向上を図っている。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
御宿町から小湊鉄道への運行経費負担金は、運行収入及び国庫補助金相当分を差し引いた差額分の負担となっている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
御宿町地域公共交通活性化協議会
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
<p>1日15人程度の利用者数を維持。</p> <p>町内全域をカバーする乗合運行を維持することにより高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、また、JRやタクシーといった交通軸への接続、近隣自治体との連携を行い、公共交通サービスを確保することで外出する機会の促進と地域活性化につながる。</p>
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担

額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
※別添（2-4 任意）のとおり	
21. 利用者等の意見の反映状況	
※別添（2-5 任意）のとおり	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班 班長
関係市区町村	御宿町
交通事業者・交通施設管理者等	小湊鉄道株式会社取締役社長、一般社団法人千葉県タクシー協会会長、一般社団法人千葉県バス協会会長、夷隅土木事務所長、いすみ警察署長、東日本旅客鉄道株式会社勝浦駅長
地方運輸局	関東運輸局千葉運輸支局千葉運輸支局長
その他協議会が必要と認める者	小湊鉄道労働組合長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県夷隅郡御宿町須賀 1 5 2 2

（所 属）企画財政課

（氏 名）宮本未来

（電 話）0470-68-2512

（e-mail）kikaku@town.onjuku.lg.jp